

## 入札説明書

令和8年3月19日に公告した下記案件の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行って下さい。

### ■ 入札に付する事項

- (1) 件名 : スマートフォン通信サービス利用契約
- (2) 調達物品 : 別紙6「スマートフォン通信サービス利用契約」に関する仕様書のとおり
- (3) 納入場所 : 那覇市役所 福祉部 保護管理課
- (4) 納入期限 : 令和8年6月 ※落札者と要調整

### ■ 質問票の提出

- (1) 提出期限 : 令和8年4月7日(火)午後5時(電子メールで提出)
- (2) 提出先 : 那覇市役所 福祉部 保護管理課  
E-Mail : naha\_h\_hogo001@city.naha.lg.jp

### ■ 競争入札参加申込の提出

- (1) 提出期限 : 令和8年4月10日(金)正午  
(平日午前9時～午後5時 ※正午～午後1時を除く)
- (2) 提出先 : 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市役所本庁舎2階 福祉部 保護管理課

### ■ 入札の日時・場所

- (1) 日時 : 令和8年4月16日(木)午後3時
- (2) 場所 : 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市役所本庁舎4階 (401会議室)

### 1 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始

の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (6) 那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在がある者。
- (7) 令和 8 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に、下記の業種で登録されている者（那覇市法制契約課に登録済み）であること。  
業種：通信機械器具類又はリース業  
種目：通信機械器具類又はリース業

## 2 本件入札等に関する質問及び回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、以下の方法にて期限までに行い、担当者に到達の確認を行うこと。

- (1) 質問期限 : 令和 8 年 4 月 7 日（火）午後 5 時
- (2) 質問方法 : 「質問票」（別紙 4）を電子メールで提出
- (3) 提出先 : 那覇市役所 福祉部 保護管理課  
E-Mail : naha\_h\_hogo001@city.naha.lg.jp
- (4) 回答 : 令和 8 年 4 月 9 日（木）午後 5 時までに、那覇市ホームページへ質問及び回答を掲載します。

## 3 入札参加申込

入札に参加する者は、別紙 1 「競争入札参加申込書」を以下の期限までに提出すること。当該期限までに申込書が提出されない場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 提出書類 : 「競争入札参加申込書」（別紙 1）  
(法制契約課登録印を押印)
- (2) 提出期限 : 令和 8 年 4 月 10 日（金）正午  
(平日午前 9 時～午後 5 時 ※ただし、正午～午後 1 時を除く)
- (3) 提出先 : 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
那覇市役所本庁舎 2 階 福祉部 保護管理課  
(直接持参により提出。郵送・FAX 等による提出は不可)

## 4 入札及び開札

- (1) 入札保証金  
那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により、納付を免除します。

## (2) 入札

- ① 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければなりません。
- ② 入札参加者は、所定の「入札書」(別紙2)に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- ③ 入札金額は、消費税および地方消費税を含まない金額を記載してください。
- ④ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、所定の「委任状」(別紙3)に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出してください。委任状のない代理人による入札は、無効となります。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ⑤ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑥ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑦ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。
- ⑧ 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- ⑨ 郵送による入札は認めません。
- ⑩ 入札執行回数は、3回(初度の入札を含む)までとします。
- ⑪ 入札参加者が1社の場合であっても、入札を有効とする。

## (3) 入札金額の内訳

入札金額は、別紙5「契約書(案)」及び別紙6「仕様書」で定める期間に発生する総額を記入してください。落札者は入札終了後、内訳書を提出してください。

入札金額の内訳は附属品費、契約事務手数料等、その他契約に係る経費等を初期費用とし、通話・通信サービス料、端末賃借料、MDMサービス利用料、請求書払いによる事務手数料およびその他通信サービスを提供するために必要な費用を月額費用とします。

## (4) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所以に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

- ② 入札の当日出席しなかった者又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

#### (5) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

- ① 入札参加資格を有しない者が行ったとき
- ② 入札書が所定の日時までに提出されないとき
- ③ 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- ④ 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- ⑤ 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わないとき
- ⑥ 記名押印（代表者は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印（認印可））を欠いたとき
- ⑦ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑧ 入札書に入札金額や¥マークの記載がないとき、又は当該金額が明確でないとき
- ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- ⑩ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑪ 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- ⑫ その他入札に関する条件に違反したとき

#### (6) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。予め所定の入札書を複写しご準備ください。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

#### (7) 入札結果の公表

落札者があるときは落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

#### (8) 落札者の決定

- ① 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同価格で入札した者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わ

って、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者のうち、最低金額をもって入札した者を落札者とすることができます。
- ④ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。

#### (9) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

#### (10) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

### 5 落札決定の取消

落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

### 6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 12 号により、納付を免除します。

### 7 その他

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内（土日祝日を除く）に契約に必要な関係書類等を提出しなければなりません。ただし、市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）、同施行令（昭和 22 政令第 16 号）、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

### 8 問合せ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎2階  
那覇市 福祉部 保護管理課 DX改善グループ  
担当：長瀬、平良  
電話：098-861-5193（内線：2475） FAX：098-862-4267  
E-Mail：naha\_h\_hogo001@city.naha.lg.jp